

1 総合戦略についての基本的な考え方

(1) 総合戦略策定の背景

我が国では、急速な少子高齢化及び人口減少が進行しており、このまま続けば、経済規模の縮小や国民の生活水準の低下を招き、国としての持続性すら危うくなるといわれている。

国は、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目指し、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）を制定し、平成 27 年度からの 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。

津南町では、「津南町総合振興計画」（以下「総合振興計画」という。）に基づき、少子高齢化や人口減少などの地域課題の解決に取り組んできた。

本町は、国が示す地方創生に関わる基本的な方向性や具体的な施策を踏まえ、総合振興計画との整合を図りつつ、本町における「まち・ひと・しごと創生」に関する総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定する。

(2) 総合戦略の位置付けと期間

総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定している。

総合戦略の最終的な目標は、同時に策定する「津南町人口ビジョン」の達成に向けた施策の方向性や具体的な取組について、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で計画期間として定めたもので、施策の進捗状況や本町における社会経済状況等を踏まえて、定期的及び必要に応じて見直すものとする。

【総合戦略の位置付け】

